

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の管理職手当に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新		旧	改正理由等
第 1 条～第 7 条 (略)		第 1 条～第 7 条 (略)	
<p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>			
別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)		別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)	
職	区分	職	区分
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 本部の事務局長、 <u>副事務局長</u> 、担当局長及び参事監 3～5 (略)	2 種	2 本部の事務局長、担当局長及び参事監 3～5 (略)	2 種
6 医療職給料表(1)の職務の級が 4 級の職の副院長及び医療職給料表(3)の職務の級が 7 級の職のこども医療センター副院長及びがんセンター副院長		6 医療職給料表(1)の職務の級が 4 級の職の副院長及び医療職給料表(3)の職務の級が 7 級の職のこども医療センター副院長及びがんセンター副院長	
7 本部の部長及び <u>看護担当部長</u> 8 事務職等給料表(1)の職務の級が 7 級の職の <u>局長及び</u> 担当部長 <u>並びに</u> 医療職給料表(1)の職務の級が 3 級の職の統括部長 9 医療職給料表(3)の職務の級が 7 級の職の局長 10 技術研究職給料表の職務の級が 5 級の職の部長 11 副院長(6に掲げる職を除く。)、副事務局長(理事長が別に定める職に限る。)	3 種	7 本部の部長及び <u>室長</u> 8 事務職等給料表(1)の職務の級が 7 級の職の担当部長 <u>及び</u> 医療職給料表(1)の職務の級が 3 級の職の統括部長 9 医療職給料表(3)の職務の級が 7 級の職の局長 10 技術研究職給料表の職務の級が 5 級の職の部長 11 副院長(6に掲げる職を除く。)、副事務局長(理事長が別に定める職に限る。)	3 種
12 本部の <u>看護担当副部長</u> 13 福祉職給料表の職務の級が 6 級の職の施設長 14 医療職給料表(2)の職務の級が 6 級の職の部長及び担当部長 15 副事務局長 (<u>理事長が別に定める職に限る。</u>)、副看護局長	4 種	12 本部の <u>看護担当部長</u> 13 福祉職給料表の職務の級が 6 級の職の施設長 14 医療職給料表(2)の職務の級が 6 級の職の部長及び担当部長 15 副事務局長 (<u>11に掲げる職を除く。</u>)、副看護局長	4 種

・組織規程改正に伴う本部副事務局長及び看護担当副部長の追加を行うための改正
・本部看護担当部長、本部室長、病院事務局長(一部)及び病院副事務局長(一部)の格付変更を行うための改正